

## 『日本外交文書』概要

### 「第二次欧州大戦と日本 第二冊 大戦の諸相と対南方施策」

本冊は、第二次欧州大戦をめぐるわが国の方針・措置ならびに対南方施策を中心に、太平洋戦争開戦までの時期における第二次欧州大戦関係外務省記録を特集方式により編纂し、上下二冊に分けて刊行したものである。本冊の採録文書数は九四〇文書で、総ページ数は一三六二頁（本文二二六七頁、日付索引九五頁）である。本冊の刊行により、『日本外交文書』の通算刊行冊数は、二二二冊となった。

なお、当該期の外務省記録は戦災等により多くが消失しており、このため、本冊の編纂にあたっては、防衛省防衛研究所戦史研究センター、大東文化大学東洋研究所、陽明文庫、および「極東国際軍事裁判関係文書（米国議会図書館作成マイクロフィルム）」から文書を補填・採録した。ご協力をいただいた各機関には謝意を表したい。

本冊の販売に関する問い合わせ先は以下のとおり。

株式会社六一書房 TEL〇三二五二二二一三六二六一

#### 一、本冊の構成

本冊の掲載事項（目次）は次のとおり。

- 一 大戦にかかるわが方方針
- 二 大戦をめぐるわが方措置
- 三 大戦に伴う英国の通商制限措置への対応
  - 1 対独通商報復令への対応
  - 2 日英通商調整交渉
- 四 大戦をめぐる諸情報
  - 1 独波開戦に至る経緯
  - 2 開戦後の諸情勢
- 五 蘭印問題
  - 1 大戦勃発に伴う蘭印保全と対蘭経済要請
  - 2 蘭印の現状維持に関する有田声明
  - 3 小林特使による日蘭会商
  - 4 芳沢特使の蘭印派遣と第一次提案をめぐる協議
  - 5 第二次提案の提出と日蘭会商の打切り

（以上、上冊）

- 6 会商打ち切り後の対蘭印交渉
- 六 タイ・仏印国境紛争への調停問題
- 七 仏印問題
  - 1 日仏印経済協定の成立
  - 2 南部仏印進駐
- 八 南進問題をめぐる英米との関係
  - 1 極東危機説
  - 2 資産凍結措置への対応

日付索引

(以上、下冊)

## 二、本冊の概要および使用記録

### 一 大戦にかかるわが方針

本項目では、日本政府の大戦への対応方針に関する文書を採録している。

昭和一四(一九三九)年九月に欧州大戦が始まると、日本政府は九月四日の閣議で、公式の中立宣言は行わないが事実上の中立を維持することを決定し、「今次欧州戦争勃発ニ際シテハ帝国ハ之ニ介入セス専ラ支那事変ノ解決ニ邁進セントス」との声明を發出した。

その後、欧州大戦をめぐる対外政策の方針策定が外務省を中心に進められた。この調整は難航し、ようやく一二月二八日に「対外施策方

針要綱」が外陸海三省で決定され、「参戦ヲ得策トスルノ時期到来スレハ格別差当リハ不介入ノ方針ニ則リ」、「南方ヲ含ム東亜新秩序ノ建設ニ対シ有利ノ形勢ヲ醸成スル如ク施策ス」との対処方針が定められた。昭和一五年春以降の欧州戦局の変動や仏印(フランス領インドシナ)における援蔣ルート禁絶の実現は、日本国内に南進論の台頭を来したため、有田八郎外相は南方施策の指針を示す声明發出を閣議に諮った。これに対し内閣では、外相ラジオ演説の形式で公表を進め、六月二十九日に「国際情勢ト帝国ノ立場」という演説が放送された。

第二次近衛文麿内閣が発足すると、松岡洋右外相は八月一日、「大東亜共栄圏の確立」を外交方針に掲げた談話を発表した。また、日独伊三国同盟締結直後の九月二八日、外務省は「帝国外交方針要綱」を策定した。同要綱では、独伊枢軸との提携強化と日ソ国交の飛躍的改善調整により、独ソの圧力を利用しつつ日中全面和平の実現を期し、これによって大東亜共栄圏確立を促進することをめざし、このような日本の対外体制強化に伴い、英米に圧力を加え、機を見て独英講和を斡旋し、さらに日米国交の一大調整を断行し、世界平和の再建を期すとの方針が示された。

(採録文書数25文書)

〔使用記録〕

A1.006「帝国ノ対外政策関係一件(対支、対満政策ヲ除ク)」第一

卷

A1.007「帝国南方政策関係一件(第一次有田声明ヲ含ム)」

A1008 「国際情勢ト帝国ノ立場ニ関スル有田外相放送関係一件」

A11030 「支那事変関係一件」第二、七、十五卷

A700814 「第二次欧州大戦関係一件 交戦国及中立国国情」

B200JN22 「日・蘭通商条約関係一件 昭和十年以降十五年マデ日、

蘭間交渉関係」第三卷

N1713 「外務省公表集」第二、三卷

調査部作成調書 「外交関係公表集（昭和十六・十七年度）」（調四4）

防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵史料

## 二 大戦をめぐるわが方措置

本項目では、日本政府の大戦をめぐる諸措置に関する文書を採録している。

昭和一四年五月一八日、平沼騏一郎首相は米国政府に宛てたメッセージを一時帰国するグルー駐日米国大使に託し、米国政府に対して「欧州での戦争を未然に防ぐため、欧州紛争の圏外にある日米両国が世界平和に向けて提携・協力すべき」との提議を伝えた。これに対し米側は八月八日、ハル国務長官が「欧州諸国、殊に日本が特別な関係を有する諸国が平和を乱す行動や政策を実行しようとする際に、日本の力でこれを阻止すれば米国政府は欣快であるが、世界平和の樹立・維持は、今日極東に存在する継続的武力抗争によって一層実現困難となっており、極東の異常状態が欧州不安を醸成していると感じている。従って極東における武力抗争の解決に尽力することが緊要であり、各

地紛争の平和解決が世界平和の重要な第一歩である」との書簡を返し、日本の提議を婉曲に拒絶した。

九月に欧州大戦が始まると、外務省は在留邦人の引揚げ措置に追われ、ワルシャワでは九月五日に引揚げ命令が発出された。また九月一日には欧州向け旅行者への外国旅券発給が制限された。ポーランドは独ソ両軍によって占領されたが、外務省は「英仏両国の対独軍事行動が継続中の現状では、国際法上の征服とは認められない」との法理論から、「ポーランドは未だ消滅していない」との見解をとり、パリで樹立された仮政府を継承政府と認定した（日本がポーランド消滅を認めて日本大使館を廃止したのは、独ソ開戦後の昭和一六年一〇月三日）。

昭和一五年一月二一日、房総半島沖で英国軍艦が日本郵船の浅間丸を臨検し、乗船独国人二一名を實力で抑留する事件が起きると、日本は英国に嚴重な抗議を行い、抑留独国人の引渡しを要求した。英国はこの事件が日本の世論を刺激したことに遺憾の意を表し、軍務に適さないと判明した独国人九名を引渡すと回答し、日本は全員の引渡しを留保しつつも一応の解決を見た。

昭和一五年春以降、独軍の占領地域が拡大すると、独国は「オランダ政府はもはや存在せず、理論的には蘭本国でも植民地でも重要問題は独国政府へ交渉するほかない」と主張した（六月六日）。日本はこの独側見解には不同意であったが、強く反駁することを控え、独軍が現に占領している地域における問題については独国と交渉する用意が

あると回答した(六月二日)。また独国は、占領したノルウェー、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクから外交代表を引揚げるよう関係国へ通報した(七月一日)。日本は領事事務担当官の残留容認を条件に独側要求を応諾した。一方、ソ連もバルト三国併合に伴い、日本側公館の引揚げを要求した(八月一日)。ソ連の態度は強硬で、モスクワや東京での日本の要請に応じず、日本側公館はすべて閉館となった。

日独伊三国同盟締結後、特に昭和一六年に入ると、世界各地の英国領では、日本に対する厳しい対応が続出した。パレスチナでは日本の外交伝書使が外交行囊を開封される事件が起き、エジプトではポートサイドなどの領事館が閉鎖に追い込まれた。北ボルネオの諸港は閉鎖され、インドでは日本の公館に対してのみ暗号電報が禁止された。外務省は英国に対してこれらの改善を要求するとともに、日英関係の悪化等に鑑み、欧州方面へ引揚げ船を回航して、在留邦人を引揚げる計画を立てた(昭和一六年九月上旬)。しかし、軍部が欧州方面への回航に反対したため、取り止めとなった。

(採録文書数99文書)

【使用記録】

A11.030.32 「支那事変関係一件 各国ノ態度 日米関係打開工作関係」

A11.030.33 「支那事変関係一件 各国ノ態度 日仏国交調整関係」  
A13.41 「日、英外交関係雑纂」

A200.X10 「欧米政情一般報告関係雑纂」第四〜六卷

A7.008.6 「第二次欧州大戦関係一件 在留邦人保護、避難及引揚関係」  
第一卷

A7.008.6-1 「第二次欧州大戦関係一件 在留邦人保護、避難及引揚関係 交戦国各地ニ於ケル邦人取締並処遇振関係」  
A7.008.9 「第二次欧州大戦関係一件 各国ニ於ケル交通通信及新聞雑誌取締関係」第一卷

A7.008.9-1 「第二次欧州大戦関係一件 各国ニ於ケル交通通信及新聞雑誌取締関係 英国及属領ノ部」第二卷

A7.008.10-1 「第二次欧州大戦関係一件 交戦国国民ノ避難引揚関係(外交官、領事官ヲ含ム) 帝国ノ交戦国国民取締並処遇振関係」  
A7.008.20.9 「第二次欧州大戦関係一件 「バルカン」及近東問題 「イラン」問題」

A7.008.23 「第二次欧州大戦関係一件 船舶被害関係」  
A7.008.32 「第二次欧州大戦関係一件 国際法律問題関係資料」  
A7.008.47.2 「第二次欧州大戦関係一件 本邦ノ交戦国利益保護引受関係 独乙ノ利益保護関係」

A7.009.63 「大東亜戦争関係一件 館長符号扱来电綴」第二、三卷  
B2.00.J/N2.2 「日、蘭通商条約関係一件 昭和十年以降十五年マデ日、蘭間交渉関係」第三卷

B2.00.J/N2.3 「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五年、六年日、蘭会商関係」第二卷

F1.50.18.6「第二次欧州戦争並大東亜戦争ノ海運ニ及ボセル影響雜件  
抑留船舶没収並避難船舶徴用關係」

M1.30.1「在外帝国公館關係雜件（在滿、支公館ヲ除ク）」第三卷

M1.30.1-23「在外帝国公館關係雜件（在滿、支公館ヲ除ク）」設置

關係 独国ノ部」

M1.30.1.4「在外帝国公館關係雜件（在滿、支公館ヲ除ク）」閉鎖關係」

第一、二卷

M1.30.1.7「在外帝国公館關係雜件（在滿、支公館ヲ除ク）」再開關係」

M2.10.60「蘇連邦ノ「バルト」三国併合ニ伴フ帝国代表引揚問題一

件（在「バルト」三国代表引揚關係、在滿支「バルト」三国公館關係ヲ含ム）」

M2.50.4.11「在本邦各国外交官、領事官及館員異動關係雜件（名譽領

事ヲ含ム）」諾威国ノ部」第二卷

N1.40.18「戦時外交資料編纂關係一件」第四卷

N1.7.1.3「外務省公表集」第二卷

来往電483「往電写（欧州）」昭和十六年」

外務省茗荷谷研修所旧蔵記録>C「第二次欧州大戦關係 交戦国国

民ノ避難引揚關係」

「極東国際軍事裁判關係文書」I M T 324、417

大東文化大学東洋研究所所蔵「海軍省資料」

### 三 大戦に伴う英国の通商制限措置への対応

本項目では、大戦中に英国が行った通商制限措置への日本側対応に  
関する文書を、二つの小項目を設定して採録している。

#### 1 対独通商報復令への対応

英国は欧州大戦勃発以来、戦時禁制品の取締措置を進め、昭和一四  
年一月二二日には、中立国船舶による独国産品に対し輸出阻止の措  
置を講じる旨を声明した。日本政府は二四日、同措置が中立国の正当  
な通商を妨害するものとして英国政府へ嚴重抗議を行った。しかし英  
国は二八日に対独通商報復令を公布し、敵国原産の貨物は、船舶が一  
二月一日以前に中立港を出帆し、その載貨が完全に中立貨となつて  
いる場合ないしは、一月二七日以前の契約品でありその船舶が翌年  
一月一日以前に中立港を出帆した場合を除き、すべてを英国が差し押  
さえると定めた。

外務省は關係省と協議の結果、英国措置不承認の立場を堅持しつつ、  
官用貨物（陸海軍の管理する工場用資材を含む）ならびに独国以外よ  
り輸入不可能な貨物は新規契約も輸送自由とし、民需貨物も一月二  
八日現在で既契約ならば積み出しを承認するよう英国政府へ善処を要  
望することとした。重光葵在英国大使は二月四日に英国外相と会談  
して、対独通商報復令の適用に当たっては現実的な対応を望む旨の覚  
書を提出した。

昭和一五年春以降、戦局が厳しくなるにつれ、英国の対独経済封鎖

は強まり、これが戦争に勝つ唯一の方法であり、そのためには中立国に不利不便を与えてもやむなしとの姿勢を示すに至った。そこで日本は積み出しを絶対必要とする貨物に止め、積載船舶数を八隻に限定して交渉した(四月三日)。英国の現実的対応により日本船は逐次出帆許可を得たが、最終船として交渉中の長良丸が英国の完全な同意を得ないまま、多量の水銀を積載して出帆したところ、九月下旬、コロンボにおいて積荷の水銀を押収されるに至った。

(採録文書数46文書)

〔使用記録〕

A200X10「欧米政情一般報告関係雑纂」第五卷

A7006-1「各国中立法規関係雑件(帝国ヲ含ム) 米國ノ部」第五卷

F15018-1-2「第二次欧州戦争並大東亜戦争ノ海運ニ及ボセル影響雑件 本邦船舶ノ動靜(英領香港ニ於ケル邦船処遇振ヲ含ム) 長良丸事件関係」

N1713「外務省公表集」第二卷

外務省茗荷谷研修所旧蔵記録B4「大東亜戦争ノ経済、貿易、産業ニ

及ボセル影響関係雑件 貿易関係 対敵取引禁止関係」第二卷

外務省茗荷谷研修所旧蔵記録B5「大東亜戦争ノ経済、貿易、産業ニ

及ボセル影響関係雑件 貿易関係 対敵取引禁止関係」第三卷

外務省茗荷谷研修所旧蔵記録B6「大東亜戦争ノ経済、貿易、産業ニ

及ボセル影響関係雑件 貿易関係 対敵取引禁止関係」第四卷

外資5「外交資料 戦争直前ニ於ケル対英米通商交渉経緯ノ部」

「極東国際軍事裁判関係文書」IMT 324  
大東文化大学東洋研究所所蔵「海軍省資料」

## 2 日英通商調整交渉

英国は対独開戦とともに、自治領や植民地政府を含め、嚴重な貿易管理を実施したため、これら英領地域への日本の輸出は困難となり、原料資材の輸入も甚大な支障を受けた。そこで日本は昭和一五年四月、日英通商調整の交渉開始を提議した。これに対し英国は、独国が戦争遂行上必要とする物資の対独供給阻止を希望し、他方で日英支協定の締結交渉を提議した。

これら諸案件に関する包括的な日英協議は五月以降に本格化した。日本が通商制限措置の緩和を要求すると、英国は日本の希望に応じる用意はあるが、対独輸出規制に関する日本側の保障がなければ制限緩和には応じられないと回答した。重光大使は英国の要望する対独輸出規制に応じない場合には英領からの原料品輸入に影響が及ぶことを懸念したが、英国は英領からの輸入のみならず、第三国からの輸入についても対独再輸出阻止を要求したため、日本側は英国の希望には応じず、協議は平行線を辿った。

一方、日英間の為替関係を調整するための支払協定については、英国が通商調整交渉よりも支払協定の解決を先決問題とするよう求め、通商交渉を中断して協定締結交渉が進められた。日本側は日英貿易を活発化し貿易量を増やしたいとの意向から、英国案を基礎とすること

を容認するなど、譲歩を重ねて支払協定の交渉を継続した。しかし昭和一六年五月、英国が貿易に関する一般討議と切り離して支払協定のみの締結に固執したため、協定交渉は物別れに終わった。

(採録文書数41文書)

〔使用記録〕

A1341「日、英外交関係雑纂」

A700.963「大東亜戦争関係一件 館長符号扱来電綴」第二卷

B200JN22「日、蘭通商条約関係一件 昭和十年以降十五年マデ日、

蘭間交渉関係」第三卷

E23110「各国ニ於ケル資産凍結及影響関係雑件」第四卷

N14018「戦時外交資料編纂関係一件」第四卷

来往電483「往電写(欧州) 昭和十六年」

外務省茗荷谷研修所旧蔵記録B5「大東亜戦争ノ経済、貿易、産業ニ

及ボセル影響関係雑件 貿易関係 輸出入禁止並制限関係 英国ノ

部」

外務省茗荷谷研修所旧蔵記録B5「大東亜戦争ノ経済、貿易、産業ニ

及ボセル影響関係雑件 貿易関係 対敵取引禁止関係」第四卷

外資5「外交資料 戦争直前ニ於ケル対英米通商交渉経緯ノ部」

「極東国際軍事裁判関係文書」I M T 224

#### 四 大戦をめぐる諸情報

本項目では、各地在外公館から寄せられた諸情報を、大戦勃発以前

と勃発以後の二つの時期区分を設けて、関係文書を採録している。

#### 1 独波開戦に至る経緯

昭和一四年春、独国はポーランドに対し自由都市ダンチヒ(現在のグダニスク)の独国への編入と、飛び地となっていた東プロイセンと独本土を結ぶ治外法権道路をポーランド領内に建設することを要求した。この要求にポーランドは応じなかったが、その頃から独国によるポーランド侵攻計画の風説が広まった。これに対しチェンバレン英首相は三月三十一日、ポーランドの独立を脅かす事態が発生し、ポーランドが抗争する場合、英国は即時全力でポーランドを支援すると声明した。

一方、英国は東欧における独国の攻勢を懸念し、仏国との同盟関係にソ連を加えて独伊両国に対抗すべく対ソ交渉を活発化させた。四月二二日、クレギー駐日英国大使と会見した有田外相は、英ソ提携が東洋に及ぼす影響は甚大であり、日本は英ソ提携に強い関心を有すると注意喚起した。クレギー大使は欧州の平和維持のためソ連との提携はやむを得ざる選択であると説明し、日独伊三国関係の強化が実現すれば日英国交調整の余地がなくなる旨を強調した。その後四月二十七日に重光大使と会見したハリファックス英外相は、英ソ提携は欧州問題に局限されることを告げ、日英関係改善を常に念頭に置いていると述べた。

一方、独国はこのような対独包囲政策に反発し、四月二八日、独波

不可侵条約と英独海軍協定を破棄する旨をヒトラーが演説で明らかにした。ポーランドのベック外相は、独波条約を廃棄されても独国の要求には屈しない姿勢を堅持した。ポーランドは対独関係改善に日本の調停を期待していたが、五月一三日、調停に関してポーランド外務省から照会を受けた酒匂秀一在ポーランド大使は「日本は独波両国関係の改善を希望するが、効果が期待できない斡旋には意味がなく、独国の態度に鑑みれば斡旋は時宜に適せず」と回答した。

五月二二日には独伊間に同盟条約が成立した。六月中旬、白鳥敏夫在伊国大使と会談したチアノ伊外相は、同盟条約には相互の勢力範囲に関する秘密協定があるわけではないが、最も関心を有する地方については暗黙の了解があると説明し、その範囲は独国がバルチック諸国、ポーランド、ウクライナ、伊国が地中海のすべての地域であり、ルーマニアやハンガリーは共同地帯と定めたこと内話した。

英国とソ連の提携交渉は四月以降続けられてきたが、八月に入っても何らの成果を生まなかった。その中で八月二二日にリップントロップ独外相が独ソ不可侵条約署名のためモスクワを訪問することが報道されると、英国世論は啞然となり、失望と対ソ不信に包まれた(独ソ不可侵条約は八月二三日成立)。この緊迫する情勢下で、山路章在ウィーン総領事は欧州大戦の勃発は避けがたいとの観測を東京へ打電した(八月二三日)。

八月二四日、ダンチヒ市長にフォルスターが就任すると、ポーランドはもしダンチヒが一方的に独国に編入されれば対独戦争となるとの

見解を示した。翌二五日には英波相互援助条約が成立し、独波が開戦すれば英国が参戦することが確認された。ポーランドは戦争を覚悟して動員を急ぎ、時局収拾に向けた英独間の外交交渉は完全に行き詰った。八月三十一日、独政府はポーランド政府が対独直接交渉に応じる姿勢がないことを非難し、対波交渉を打ち切ると発表した。同日夜、独外務次官は大島浩在独国大使の質問に対し、戦争は避けがたいと回答した。

(採録文書数77文書)

〔使用記録〕

- A220G/POI「独乙、波蘭間外交関係雑纂(「コリドール」問題ヲ含ム)」  
 A200X10「欧米政情一般報告関係雑纂」第一～四卷  
 A210B1「英国ノ対外政策関係雑纂」  
 A41052「チェッコ」問題一件 第二次「チェッコ」問題」  
 A4107「米大統領ノ欧州平和保障ニ関スル対独伊通謀関係一件(欧州諸国対独回答ヲ含ム)」  
 A70061「各国立法規関係雑件(帝國ヲ含ム) 米國ノ部」第四卷  
 B100PO/R1「蘇連邦、波蘭間不侵略条約関係一件」  
 B200G/R1「露、独協商関係一件」  
 B7603「メーメル」帰属問題関係一件」第四卷  
 B9503「ダンチヒ」自由市問題関係一件」第一、二卷  
 B104029「一九三五年開催ノ海軍軍縮会議一件 英独、英蘇海軍協定(英、波蘭、瑞典、諾威、丁抹及芬蘭間海軍交渉ヲ含ム)」



## 2 開戦後の諸情勢

昭和十四年九月一日早晩に独軍のポーランド侵攻が開始されると、一日正午にベック外相は酒匂大使と会見し、あくまで抗戦する覚悟を語った。英仏両国は一日夜、独国政府へ即時撤退を要求したが、翌二日、大島大使と会見したスターマー（独外相の側近）は、独国が右要求に応じる意思はなく英仏の参戦を予期すると語った。三日正午、英独は独側から満足な回答がないとして独国と交戦状態に入った旨を宣言し、仏国も同様に三日午後五時に参戦した。

この間、白鳥大使は伊外務次官と会談し、英仏が参戦しても伊国は中立を保持する方針であることを確認した（九月一日）。一方、米国は五日に中立を宣言した。内山岩太郎在アルゼンチン公使は同国外相との会談（五日）で、もし米国が参戦したとしても南米諸国は大半が中立厳守に傾くとの見通しを聴取した。五日に大島大使と会見したりツベントロップ独外相は、独軍は戦闘を優勢に進めており、英仏との戦争が長期戦になっても十分の準備があると自信を示した。また九日に白鳥大使と会見したチアノ伊外相は、英国の態度は強硬で和平実現の可能性は乏しく、戦争は長期化するとの見通しを語った。

九月一日には東郷茂徳在ソ連大使から、ソ連軍が西方へ進んでいるとの情報が報告され、ソ連軍は一七日にポーランド東部へ侵攻した。その後、東郷大使は独国大使から、独ソ両国がポーランド占領地域に国境を設定した旨の説明を受けた（九月二九日）。さらにソ連軍は一月下旬にフィンランドへ侵攻した。米国はソ連の軍事行動を非難し

たが、堀内謙介在米国大使は「米国は参戦を望んでおらず、ソ連との国交断絶や大使召還を敢行する決意はない」との見通しを報告した（二月二日）。その後も堀内大使は「米国はソ連との関係悪化を恐れている。しかし積極的な対ソ接近を図って日本を牽制するようなことはないだろう」と報告した（昭和十五年三月一九日）。

欧州戦局はポーランド降服後、独と英仏のにらみ合いが続いたが、昭和十五年春になると独軍は攻勢に転じ、四月九日にデンマーク、ノルウェーへ、五月一〇日にはベネルクス三国へと侵攻した。重光大使は「独軍の蘭白侵入は英仏との直接武力衝突を招くであろうが、独国は相当の決意をもって進撃した」との観察を示した上で、「もし独軍が陸上において優勢となっても、海上では英仏の優勢は動かぬものとするべきであり、ソ連の動向に注意すべし」との意見具申を行った（五月一三日）。その後も重光大使は「戦局は独軍優勢であるが、英国は中途半端な講和をなすことは絶対になく、たとえ欧州を引揚げても植民地を通じて徹底抗戦の構えである。もし戦局の進展により、英国や蘭国の政府が本国から東亜の海外領土に移るようなことになれば、東亜の安定に関係する重大問題となるので、東亜における植民地を欧州戦争の取引の目的とするような情勢は確固たる態度で否認する必要がある」との意見具申を行った（六月五日）。

オランダ、ベルギーを席捲した独軍はフランスへと侵攻し、六月一日に仏国政府のパリ退去・ツール移転が決定すると、駐仏日本大使館も翌一日ツールに近いヴェルヌーへと移転した。さらに日本大使

館は退避する仏国政府を追ってポルドーへ移り、二二日に独仏停戦協定が結ばれて仏国政府がクレルモン・フェランとヴィシーへ分在移転すると、日本大使館もラ・プールプールへ、さらに七月六日にはヴィシーへと移転した。

(採録文書数82文書)

〔使用記録〕

A11006 「帝国ノ対外政策関係一件 (対支、対滿政策ヲ除ク)」第一卷

A11007 「帝国南方政策関係一件 (第一次有田声明ヲ含ム)」

A200X10 「欧米政情一般報告関係雑纂」第四～六卷

A220B/R1 「英国、蘇連邦外交関係雑纂」

A220G/R1 「独〃、蘇連邦外交関係雑纂」

A680.1.5 「独国内政関係雑纂 首相、外相演説関係 (総統演説ヲ含ム)」

第二卷

A700.6.1 「各国中立法規関係雑件 (帝国ヲ含ム) 米国ノ部」第五、

六卷

A700.8.6 「第二次欧州大戦関係一件 在留邦人保護、避難及引揚関係」

第一卷

A700.8.32 「第二次欧州大戦関係一件 国際法律問題関係資料」

A700.9.63 「大東亜戦争関係一件 館長符号扱来電綴」第一卷

B10001.1 「汎米会議関係一件 米州外相会議」第二卷

B200.G/R1 「露、独協商関係一件」

B200.J/N2.2 「日、蘭通商条約関係一件 昭和十年以降十五年マデ日、

蘭間交渉関係」第二、三卷

B9.503 「ダンチツヒ」自由市問題関係一件」第二卷

B10001.1 「汎米会議関係一件 米州外相会議」第二卷

M21060 「蘇連邦ノ「バルト」三国併合ニ伴フ帝国代表引揚問題一

件 (在「バルト」三国代表引揚関係、在滿支「バルト」三国公館関

係ヲ含ム)」

「極東国際軍事裁判関係文書」IMT 224 324

大東文化大学東洋研究所所蔵「海軍省資料」

五 蘭印問題

大戦勃発から太平洋戦争開戦に至るまでの蘭印(オランダ領インドシナ)をめぐる日蘭間の交渉を六つの時期区分を設けて関係文書を採録している。

1 大戦勃発に伴う蘭印保全と対蘭経済要請

オランダは大戦勃発後も、その中立に関しては他国よりの条約的保障を希望しないと表明していた。これに対し日本は、蘭印の領土保全を条約の形式で再確認すれば、蘭側はこれを多とし、日蘭間の経済関係調整交渉に好影響が期待できると考え、蘭側の意向探査に努めた。石射猪太郎在蘭国公使は当初、現状で蘭側が条約締結に応じる見込みはないとの観測を報告したが、独軍の蘭領侵攻の可能性が喧伝される

と、蘭印保全の条約締結交渉を開始すべきと意見具申した（昭和一四年一月一日）。

しかし外務本省は、まず蘭印との経済関係調整と欧州戦禍の蘭印波及防止に関する日本側意向を蘭側へ申し入れるよう訓令し、一月二三日、石射公使は訓令を実行した。その後、日本側は経済関係調整に関する取極要綱を蘭側に示して回答を求めたが、蘭側は日本側提議が広範であることを理由に容易に回答を示さなかった。またこの間、石射公使は日本側には蘭印領土保全に関して何らかの国際約束をなす用意があると蘭外相へ示唆したが、蘭外相は「蘭印保全は一九二二年の太平洋に関する四国条約で保障されているので日本の保障を希望しない」と回答した。

（採録文書数27文書）

〔使用記録〕

A11007「帝国南方政策関係一件（第一次有田声明ヲ含む）」  
A200X10「欧米政情一般報告関係雑纂」第四卷  
B200J/N22「日・蘭通商条約関係一件 昭和十年以降十五年マデ日、蘭間交渉関係」第二卷

2 蘭印の現状維持に関する有田声明

昭和一五年四月九日、独軍がノルウェーとデンマークに侵攻し、オランダもいつ戦争に巻き込まれるかわからない情勢となると、日本は戦禍が蘭印に及ぶことを危惧し、四月一日、有田外相は「欧洲戦争

ノ激化二伴ヒ蘭印ノ現状ニ何等カノ変更ヲ来スカ如キ事態ノ發生ニ就テハ深甚ナル関心ヲ有スル」との談話を発表した（いわゆる有田声明）。これに対し米国各紙は日本が蘭印を支配する意図を婉曲に述べたものと報じたため、堀内大使はハル國務長官と会見して注意喚起を行った。ハル國務長官は日本の新聞の一部には蘭印に対する経済上の独占的利益を主張しているとの印象を持つが、そのような主張は黙認できないと反論した。

さらに五月一〇日に独軍がオランダ・ベルギーに侵攻すると、有田外相は翌一日、蘭独英仏の各国政府に対し蘭印の現状維持に関する日本の意向を通報した。またその一方で有田外相は、オランダ政府から蘭印産品の対日供給につき確約を取り付けるよう石射公使へ訓令した。しかし戦乱により石射公使の訓令執行が確認できなかったため、東京とバタビア（現在のジャカルタ）において折衝が行われ、その結果、石油・ゴム・錫等二三品目の蘭印産重要物資につき一定量の対日供給を確約する書面をパプスト駐日蘭国公使から取り付けた（六月六日付）。

（採録文書数50文書）

〔使用記録〕

A11007「帝国南方政策関係一件（第一次有田声明ヲ含む）」  
A11030「支那事変関係一件」第七卷  
A11030-32「支那事変関係一件 日米関係打開工作関係」  
B200J/N22「日・蘭通商条約関係一件 昭和十年以降十五年マデ日、

蘭閩交渉関係」第二、三卷

N14.018 「戦時外交資料編纂関係一件」第一卷

外資8 「外交史料 日、蘭印経済交渉ノ部」

「極東国際軍事裁判関係文書」 I M T 324

3 小林特使による日蘭会商

国際情勢の推移に伴い、日本国内では、蘭印における日本の経済的・政治的な優越地位を確立するため、蘭印に特使を派遣して交渉すべしとの意見が高まった。昭和一五年七月中旬には酒匂大使の派遣が閣議決定されたが、米内光政内閣の退陣で白紙に還り、第二次近衛内閣になって小磯国昭前拓務大臣の名前が挙がった。しかし軍事力を背景とした強硬な交渉姿勢が喧伝されたため蘭側が反発し、結局八月下旬に小林一三商工大臣を代表とする使節団の派遣を決定した。また日本政府は石油資源獲得を特に重視し、三井物産の向井忠晴を石油業者代表として蘭印へ派遣した。

バタビアでの日蘭会商は、九月一二日から開始されたが、日独伊三国同盟の締結(九月二七日)によって蘭側が硬化したため、小林代表は具体的な交渉に入ることができず、一〇月一六日に三国同盟は日本と蘭印の友好関係を阻害するものではないとの共同コミュニケを發出して、同二二日には帰国の途に就いた。他方で向井石油業者代表の交渉は一一月に一応の妥結を見たが、石油の対日供給量は日本側の満足できるものではなかった。なお、会商は代表不在中も齋藤晋次在バタ

ビア総領事を中心に取り続き進められることとなったが、蘭側は代表の再訪まで会商を一時中止するよう日本側に求めた。

(採録文書数56文書)

〔使用記録〕

A7.00.949 「大東亜戦争関係一件 開戦二直接関係アル重要国策決定

書(第二次近衛内閣ヨリ開戦マデ)」第一卷

B2.00.J/N2-3 「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、蘭会商関係」第一卷

B2.00.J/N2-3-1 「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、蘭会

商関係 特派使節派遣関係」

B2.00.J/N2-3-2 「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、蘭会

商関係 石油関係」

B2.00.J/N2-3-4 「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、蘭会

商関係 交渉経緯(概要及詳細)」

B2.00.J/N2-3-5 「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、蘭会

商関係 輿論並新聞論調」

4 芳沢特使の蘭印派遣と第一次提案をめぐる協議

日本は昭和一五年一二月下旬、小林代表の後任として芳沢謙吉元外相の派遣を決定し、会商の中止を一方的に声明しないよう蘭側に求めた。芳沢代表は一二月二八日にバタビア到着、昭和一六年一月一六日に具体的要求事項(第一次提案)を提示した。蘭側は日本側提案を検

討した上で対案を提出すると約したが、一月二一日の松岡外相議会演説に強く反発し、日本が蘭印を仏印やタイと同列において総括的な指導権を主張することには承服できず、対案提出も再検討するとして、会商は停滞に陥った。また日本側は、石油問題を特に重視し、石油問題に関する交渉を石油業者代表によって別途に行いたいと提議したが、蘭側は石油の購買問題は既に解決済みであると答えて、これに難色を示した。

二月三日に至り蘭側が対案を提示し、ようやく双方の提案事項に基づいた細目協議が一七日から始まった。細目協議は入国、企業、通商など問題ごとに逐条的に進められた。協議に当たった石沢豊在バタビア総領事は、折衝を通じて「蘭側は日本側提案があまりに大規模で、蘭印を日本の管理下に置かんとする底意があるとの疑惑や不快を有しており、蘭印の対日態度は英米とは無関係であると述べているが、英米が対日物資供給を断絶すれば蘭印も追隨するだろう」との感触を得て、これを東京に報告した。このような蘭側の対日態度に鑑み、芳沢代表は日本側提案の全面承諾は実現不可能であり、要求を緩和した第二次提案を提出すべきとの意見具申を行った（三月一七日）。

（採録文書数56文書）

〔使用記録〕

A5201-2「帝國議會関係雑件 議会ニ於ケル総理、外務大臣ノ演説

関係」第八卷

B200J/N23「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、蘭会商

関係」第一―三卷

B200J/N23-1「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、蘭会

商関係 特派使節派遣関係」

B200J/N23-5「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、蘭会

商関係 輿論並新聞論調」

外資8「外交史料 日、蘭印経済交渉ノ部」

## 5 第二次提案の提出と日蘭会商の打切り

第二次提案の作成を含む日本側の全般的交渉方針は、松岡外相が訪欧中の事情もあって簡単には定まらず、昭和一六年五月上旬に至りようやく決定した。方針決定に至る過程では、外務本省が「国際情勢の推移（日米交渉の先行き）を勘案しつつ、時機を見て第一次案に近い修正案を提出すべき」と主張したのに対し、芳沢代表は「国際情勢の好転を樂觀視すべきではなく、着実に獲得できるだけのものを確保すべき」と主張した。現地からの報告では、蘭側は対日供給物資が独国内へ再輸出されることを懸念し、日本内地における実需の限度までの輸出を許可する方針であり、特にゴムと錫に関しては会商を打切りにしてもこの方針を辞さない態度であった。芳沢代表は近く武力解決を図る意向でなければ多少の不満があっても蘭側との妥協を計るべきとの意見であった。これに対し外務本省は、資源確保を急務とする国内事情に配慮し、対日輸出货量についてはできる限り増大をめざすよう訓令し、入国・企業等については芳沢代表の意見を容れて要求の緩和を認

めた。このような経緯を経て、第二次提案は五月一四日に蘭側へ提出された。

第二次提案に対する蘭側回答が遅延する中、日本の各新聞は蘭側が日本を満足させるような回答を示さないと予想し、蘭側の不信を論難するプレスキャンペーンを展開した。蘭側回答は六月六日に手交されたが、日本側提案にはほとんど歩み寄りを示さない内容で、日本側にとって満足できるものではなかった。外務本省は芳沢代表の請訓に対し、蘭側回答への応諾は不可能であり、これを基礎に交渉を継続しても無意味であると認め、蘭印総督に再考を求め、再考の余地がない場合には会商を打切るよう芳沢代表へ回訓した。六月一七日、芳沢代表は訓令を執行し、総督が再考不可能と回答すると、会商の打ち切りを通告した。また芳沢代表が、日蘭印間の通常の経済関係は維持することが望ましく、経済問題の各事項については今後も石沢総領事が折衝に当たる用意がある旨を述べると、総督はこれに同意した。芳沢代表らは六月二七日にバタビアを発ち帰国した。

(採録文書数54文書)

〔使用記録〕

B200J/N23 「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、蘭会商

関係」第二、三巻

B200J/N232 「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、蘭会

商関係 石油関係」

B200J/N234 「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、蘭会

商関係 交渉経緯(概要及詳細)」

外資8「外交史料 日、蘭印経済交渉ノ部」

6 会商打ち切り後の対蘭印交渉

蘭印では昭和一六年七月中旬になると、日本が南部仏印に基地を求めているとの報道に関心が高まった。南部仏印進駐に対して英米両国が対日資産凍結を実施すると、蘭印政府もその直後の七月二八日、対日為替取引を停止し、日本(満州国・中国・仏印を含む)への輸出を全面的に許可制とし、蘭印にある日本人の資金を凍結すると日本側へ通報した。石沢総領事は蘭印政府の要路と接触した感触として、南部仏印進駐を受けて蘭印側が対日政策を根本的に再検討する意向であると報告した。特に蘭印政府は石油試掘契約の調印拒否や日本船舶による石油搬出の拒否など、対日石油政策での硬化が顕著で、蘭印要路の中には「日本が三国同盟を脱退して中立を守り、南部仏印から撤兵しない限り、日蘭印関係の改善は不可能」との見解を私的に内話する者もいた。

日本側は蘭印政府に対し、凍結資金の解除や対日輸出許可の新方針提示を求めた。これに対し蘭印側は、不安定な国際情勢に鑑み、具体的態度は決定しがたいが、差し当たり可能な範囲内でバーター取引をなす用意があると回答した(一〇月八日)。日本側では一月中旬に至って、定期的配船によるバーター貿易の実施を蘭側へ提議したが、それと併行して資金凍結によって打撃を受けた在留邦人の大規模な引

揚げを進めた。

(採録文書数57文書)

〔使用記録〕

A700.9.21「大東亜戦争関係一件 日、仏印共同防衛協定及コレニ

基ク帝国軍隊ノ仏印進駐関係 反響(輿論並新聞論調)」

A700.9.63「大東亜戦争関係一件 館長符号扱来电綴」第二卷

B200.J/N23「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、蘭会商

関係」第三卷

B200.J/N23.1「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、蘭会

商関係 特派使節派遣関係」

E231.10「各国ニ於ケル資産凍結及影響関係雑件」第五卷

## 六 タイ・仏印国境紛争への調停問題

欧州戦局が伊国参戦などで激化しつつあった昭和十五年六月一二日、英仏両国はタイとの間に不可侵条約を締結し、日本も同日、日タイ友好親善条約を締結した。その後起きた仏国の対独降服や日本軍の北部仏印進駐は、タイの対仏態度の硬化を招き、歴史的な経緯があるタイと仏印の国境紛争が再燃した。日本は一月五日の四相会議でタイの失地回復要求に好意的考慮を払うことを決定し、さらに一月二二日には双方の調停に乗り出すことを四相会議で決定した。これら決定の背景には日本の軍部内に日タイ軍事同盟締結の気運があり、二月二六日の大本営政府連絡懇談会では、速やかに日タイ間に政治軍

事協定・経済協力協定の交渉を開始すること、仏国に対し仏印に關する経済・軍事・政治的要求を提示し、タイとの国境紛争解決を要求することを決定した。

昭和一六年一月初めにタイ軍が仏印への大規模な進軍を行い、一月一六日に仏印軍の反攻を受けると、タイは日本に援助を求め、日本は一月一九日の大本営政府連絡懇談会で「泰仏印紛争調停二関スル緊急処理要綱」を決定し、双方に調停を申し入れた。その結果、一月三一日に停戦が成立し、二月七日から東京で国境紛争調停会議が開催された。調停交渉は難航し、停戦期間を二度にわたり延長して協議が続けられた。その結果、三月六日に原則的合意が成立し、五月九日に仏タイ平和条約が調印された。日本はこれと同時に仏タイ両国と保障及び政治的了解に関する議定書を結び、日本に対抗する性質の協定を第三国と締結しないとの確約を両国から取り付けた。

(採録文書数41文書)

〔使用記録〕

A11.030.49「支那事変関係一件 仏領印度支那進駐問題(1940

年9月4日、日仏印軍事協定)」第二卷

A21.0X1「諸外国ノ対外政策関係雑纂」第三卷

A461.F.SII「泰国、仏領印度支那間国境紛争一件(日泰、日仏間保

障及政治的了解二関スル議定書締結関係ヲ含ム)」第一、二卷

A461.F.SII.2「泰国、仏領印度支那間国境紛争一件(日泰、日仏間保障及政治的了解二関スル議定書締結関係ヲ含ム) 東京調停会議

関係」第一、二巻

A700.92 「大東亜戦争関係一件 日、仏印共同防衛協定及コレニ基  
ク帝国軍隊ノ仏印進駐関係」第二巻

A700.949 「大東亜戦争関係一件 開戦ニ直接関係アル重要国策決定  
書 (第二次近衛内閣ヨリ開戦マデ)」第一巻

B100B/SH 「英、泰不侵略条約関係一件」

B100J/SH 「日、泰間友好関係ノ存続及領土相互尊重ニ関スル条約  
関係一件」

N1713 「外務省公表集」第二、三巻

来往電483 「往電写 (欧州) 昭和十六年」

調査部作成調書 「外交関係公表集 (昭和十六・十七年度)」(調四4)

大東文化大学東洋研究所蔵 「海軍省資料」

陽明文庫所蔵 「近衛文麿関係文書」

七 仏印問題

本項目では、北部仏印進駐実施後における仏印問題の關係文書を、  
二つの小項目を設けて採録している (北部仏印進駐までの仏印問題關  
係文書は、『日本外交文書 日中戦争』の「九 援蔣ルート遮断問題

1 仏印ルート」で採録)。

1 日仏印經濟協定の成立

昭和一五年八月三〇日に成立した、仏印に関する松岡・アンリ往復

書簡 (『日本外交文書 日中戦争』第四冊、第188号文書) には、日本・

仏印間の交易を増進し、日本国民に対し仏印において第三国に比し優  
越する地位を保障するため、速やかに日仏間で協議する旨が規定され  
ていた。そこで日本は一〇月、松宮順特派大使をハノイへ派遣し、仏  
印総督と数次にわたって意見交換を行った。しかしこのハノイ交渉は  
結果的に予備協議にとどまり、仏印側の要望もあって、正式交渉は東  
京で一二月三〇日から開始された。松宮大使とロバン元仏印総督を首  
班とする日仏全権団の交渉は昭和一六年五月六日に妥結し、仏印に關  
する日仏居住航海条約をはじめとする諸協定が調印された。日本政府  
はこれら協定の成立を受けて、仏印における資源開発を実現すべく現  
地への調査団派遣を閣議決定し (六月一八日)、一〇月より現地調査  
を開始した。

(採録文書数14文書)

〔使用記録〕

A11.0.30-62 「支那事変関係一件 各国武器供給関係 仏印經由援蔣

物資輸送禁絶関係 (滇越鉄道爆撃問題ヲ含ム)」

B200J/F5 「仏領印度支那ニ関スル居住航海条約並關稅制度貿易決  
済様式ニ関スル日、仏協定関係一件」

B200J/N2-3 「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五年、六年日、蘭会

商関係」第二巻

E40013 「仏領印度支那資源調査団派遣関係一件」第一巻

N1713 「外務省公表集」第三巻



来往電483 「往電写（欧州） 昭和十六年」  
 来往電487 「往電写（亜細亜南洋、海外合案） 昭和十六年」

## 2 南部仏印進駐

日本は日独伊三国同盟成立後、東アジアで英米を中心に対日包囲陣が形成されつつあり、南部仏印では「ドゴール派」の活動が次第に顕著となつていくとの感を強くしていた。日本政府は、もし仏印が対日包囲陣に同調し、ヴィシー政府を離脱してシリアのような状態ともなれば由々しき事態になると考え、南部仏印への軍事基地設置と日本軍駐留を容認するよう仏国に要求する方針を固め、昭和一六年六月二五日、外交交渉の開始と仏側が応諾しない場合は武力によって目的を貫徹することを大本営政府連絡懇談会で決定した。

外交交渉はヴィシーで七月一四日より開始された。同日、加藤外松在仏国大使はダルラン副総理と会談し、日本側要求を伝えた。仏側は七月一九日、休戦条約の相手国である独伊両国の意向確認が必要のため、数日間の回答猶予を要望した。しかし日本側は、既に独側と協議済みであり、派兵期日が切迫していると告げて、七月二二日までに要求を受諾するよう求めた。その結果、仏側は若干の希望条件を付して日本側要求を承諾した（七月二二日）。仏側が特に重視した条件は、仏印の主権尊重を日本側が声明することであった。この全面的受諾を受けて、現地仏印では細目協議が開始され、七月二三日には合意が成立した。

日本政府はヴィシーでの交渉妥結を七月二四日に独伊へ、二五日に英米へ通報し、二六日には、仏印の共同防衛につき日仏間に意見の一致を見た旨と、日本は仏印の主権を尊重する旨を声明した。その後、ヴィシーにおいて日仏間の合意を議定書にまとめる交渉が進められ、七月二九日に調印を見た。仏側は議定書に撤兵時期の明記を求めたが、結局、議定書の条文は「諸規定ハ其ノ採用ノ動機ト為リタル情勢ノ存続スル限ニ於テノミ効力ヲ有スベシ」とし、他方で「日本軍ノ存在ハ一時的ニシテ日本国政府ハ右軍ノ駐屯ヲ必要トスル危険（状態）ノ解消次第速ニ之ガ全面的撤退ヲ行フベキ」とのダルラン書簡（七月二一日付）に対し、日本側がこれを確認する書簡を發出することで合意に至った。なお、日本軍は七月二八日朝、南部仏印への上陸を開始した。

（採録文書数76文書）

### 〔使用記録〕

A1.10.30.32 「支那事変関係一件 各国ノ態度 日米関係打開工作関係」

A7.00.92 「大東亜戦争関係一件 日、仏印共同防衛協定及コレニ基

ク帝国軍隊ノ仏印進駐関係」第一～三卷

A7.00.92.1 「大東亜戦争関係一件 日、仏印共同防衛協定及コレニ

基ク帝国軍隊ノ仏印進駐関係 反響（輿論並新聞論調）」

A7.00.96.3 「大東亜戦争関係一件 館長符号扱来電綴」第一～三卷

## 八 南進問題をめぐる英米との関係

本項目では、南進問題をめぐる英米との関係を、二つの時期区分を設けて、関係文書を採録している。

### 1 極東危機説

昭和一六年一月二二日の松岡外相議会演説（『日本外交文書 日中戦争』第一冊、第338文書）には、「大東亜共栄圏内ノ蘭領印度、仏領印度支那及び泰国等」という一節があり、蘭印や英連邦諸国では大きな反響を呼んだ。各国は、日本の政策目標が独国の勝利と英帝国の崩壊を前提とした東亜新秩序の建設にあること、蘭印や仏印を一方的に日本と不可分の関係に置こうとしていることなどに強く反発した。

さらに二月七日、重光大使と会談したイーデン英外相は、タイ・仏印国境紛争への日本の調停に言及して、「大東亜共栄圏内における紛争は日本のみが調停する権利がある」との松岡外相の議会答弁に抗議し、この調停はタイおよび仏印からの政治・軍事上のコンセンションを確保するための口実ではないのかと指摘した。そしてイーデン外相は「この二、三週間以内に日本によって極東に危機が発生するおそれがある」とのクレイギー大使の報告を引用し、独軍の対英攻撃に運動した日本の極東での軍事行動の可能性について強い注意喚起を行った。また一四日には、ドゥーマン駐日米國参事官が大橋忠一外務次官と会談し、英本国とアジアの英領との交通線を遮断する国があれば日本との戦争に入ることを覚悟しなければならないと警告した。

松岡外相は二月一七日にイーデン外相へ覚書を送り、①極東危機説は事実無根、②三国同盟の主目的の一つは戦争の終息にある、③英米両国の太平洋・南洋での戦備拡張は日本国内を刺激している、④日本は世界平和に関心を有し、世界のいかなる地方においても調停の労を執る用意がある、との見解を伝えた。この覚書の内容が報道されるや、枢軸国側からは調停とはいかなる意味かとの疑義が寄せられ、松岡外相は一般原則の表明に過ぎないと弁明に追われた。一方、チャーチル英首相は二月二四日付の対日覚書で、①英米の戦争準備は防衛的性質のものであり対日攻撃の意図はない、②英国は対独戦争を徹底的に戦う意思を有し、日本の調停提案は拒絶する、と回答した。

その後も松岡・チャーチル間には覚書の往復が続き、松岡外相が独伊両国を訪問し、帰途モスクワに滞在した際には、チャーチル英首相から日本に太平洋での軍事行動を思い止まらせることを意図した、質問調の覚書（四月一日付）が送られた。

（採録文書数78文書）

#### 〔使用記録〕

A1008 「国際情勢ト帝国ノ立場ニ関スル有田外相放送関係一件」

A11030 「支那事変関係一件」第三十二卷

A11030-32 「支那事変関係一件 各国ノ態度 日米関係打開工作関係」

係」

A11030-61 「支那事変関係一件 各国武器供給関係 緬甸並香港經

由援蔣物資輸送禁絶関係」第二卷

A1341「日、英外交関係雑纂」

A461F/SH-5「泰国、仏領印度支那間国境紛争一件（日泰、日仏間

保障及政治的瞭解二関スル議定書締結関係ヲ含ム） 輿論並新聞論

調」

A5201-2「帝国議会関係雑件 議会ニ於ケル総理、外務大臣ノ演説

関係」第八卷

A700,963「大東亜戦争関係一件 館長符号扱来電綴」第一卷

B200J/N23「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、蘭会商

関係」第一、二卷

B200J/N235「日、蘭通商条約関係一件 昭和十五、六年日、蘭会

商関係 輿論並新聞論調」

E23110「各国ニ於ケル資産凍結及影響関係雑件」第三卷

N14018「戦時外交資料編纂関係一件」第四卷

N1713「外務省公表集」第三卷

来往電487「往電写（亜南） 昭和十六年」

調査部作成調書「外交関係公表集（昭和十六・十七年度）」（調四4）

「極東国際軍事裁判関係文書」 I M T 224、244、325

## 2 資産凍結措置への対応

昭和一六年七月二二日、南部仏印進駐に関する日本の要求をヴィ  
シー政府が受諾すると、米国政府は七月二五日、対日資金凍結措置を  
断行した（米国の凍結措置は『日本外交文書 日米交渉―一九四一年

―」で採録）。さらに翌二六日には英国政府も対日資金凍結を通告す

るとともに、日英通商航海条約（インド・ビルマに関する関係条約を  
含め）を廃棄すると通告した（ニュージージーランドも二七日に廃棄通告）。

日本側では在米本邦資産凍結の風説が高まった七月上旬に、凍結に備  
えて遺漏なく手配するよう在米各公館へ訓令が発せられていた。また

大蔵省を中心に経済圧迫措置が発動された場合の報復措置が検討さ  
れ、その結果、七月二八日に大蔵省令をもって外国人関係取引取締規

則を即日実施し、いわゆる対英米蘭資産凍結を行った。

その後、日本軍が南部仏印進駐後にタイへも進出するとの風説が流  
れる中、クレイギー大使は八月一日に豊田貞次郎外相と会談し、「南

部仏印に進駐した日本軍は仏印の隣接国への攻撃を目的とするものと  
見なさざるを得ず、日英関係の緊張緩和を図るにはタイにおける危機

を解消する必要がある」と訴えた。両者は八月二五日にも会談し、豊  
田外相が「英国は日本の仏印進駐を資金凍結の原因と言うが、日本は

仏印進駐を英側の対日包囲陣への対抗措置と考えており、英側が日本  
の存立上不可欠の物資輸入を禁絶する措置を継続するならば、日本は

他に進路を求め、両国関係は益々悪化する」と述べると、クレイギー  
大使は「最良の対策は日本軍が南部仏印より撤退することであり、対

日包囲陣も日本の脅威に対し共同利害を有する諸国が集結したに過ぎ  
ず、何等の攻撃的意図を持たない」と反論した。

また一〇月二二日には帰朝した重光大使がクレイギー大使と会談し  
た。クレイギー大使が「日本が東亜共栄圏の主張を固執すれば経済上

の自由を主張する英米とは意見が合わない。排他的地域的観念は日英関係打開の根本的障害である」と述べると、重光大使は「英米は日本を経済的に絞殺する政策を以て日本に圧迫を加えているが、日英関係の改善を望むならば、経済自由主義を直ちに現実に立証する必要がある」と反駁した。

(採録文書数61文書)

〔使用記録〕

A11005 「外務大臣其他本省員会談要領集」

A1341 「日、英外交関係雑纂」

A5201-2 「帝國議會關係雜件 議會ニ於ケル総理、外務大臣ノ演説

關係」第八卷

A7009-1 「大東亞戰爭關係一件 A. B. C. D 対日包圍陣ノ形勢

關係」

A7009-2 「大東亞戰爭關係一件 日、仏印共同防衛協定及コレニ基

ク帝國軍隊ノ仏印進駐關係」第一卷

A7009-2-1 「大東亞戰爭關係一件 日、仏印共同防衛協定及コレニ

基ク帝國軍隊ノ仏印進駐關係 反響(輿論並新聞論調)」

A7009-3-3 「大東亞戰爭關係一件 「タイ」国問題 失地回復問題(東

条首相ノ泰国訪問並日、泰共同声明)」

A7009-5-1 「大東亞戰爭關係一件 開戦關係重要事項集」

A7009-6-3 「大東亞戰爭關係一件 館長符号扱来電綴」第一～三卷

B200J/B3 「日、英通商条約關係一件(支払協定ヲ含ム)」

B200J/N2-3 「日、蘭通商条約關係一件 昭和十五、六年日、蘭会商關係」第三卷

E231.10 「各国ニ於ケル資産凍結及影響關係雜件」第一～四卷

M1301 「在外帝國公館關係雜件(在滿、支公館ヲ除ク)」第三卷

N14018 「戦時外交資料編纂關係一件」第四卷

調査部作成調書「外交關係公表集(昭和十六・十七年度)」(調四4)

「極東國際軍事裁判關係文書」I M T 417